

平成十六年二月十三日提出
質問第一七号

復帰後沖縄県で発生した公訴時効完成に係る事件に関する質問主意書

提出者 照屋寛徳

復帰後沖縄県で発生した公訴時効完成に係る事件に関する質問主意書

沖縄の祖国復帰（一九七二年五月十五日）から満三十年以上が経過した。一九四五年度の沖縄戦終結から一九七二年五月十五日までのアメリカによる軍事支配の二十七年間を超えたことになる。

復帰という「世替り」と刑事・司法制度の変更に伴うさまざまな問題が惹起したことは記憶に新しい。

「世替り」という社会現象（世相）を反映した特異な刑事事件の発生、捜査体制の人的・物的整備の遅れ等で公訴時効が完成し、いわゆる「迷宮入り」「お宮入り」した事件もあつた。その中にも膨大な米軍基地が存在するが故の米軍人・軍属による犯罪もあつたに違いない。

以下、質問する。

一 復帰後沖縄県内で発生した刑法犯、特別刑法犯の事件で、二〇〇三年十二月三十一日までに公訴時効が完成した事件の発生年月日、事件概要、捜査概要、公訴時効完成日を明らかにし、公訴時効完成に至った社会的背景、捜査上の問題点等について政府の見解をお示し願いたい。

二 復帰後沖縄県内で発生した刑法犯、特別刑法犯の犯人（被疑者）が米軍人・軍属及びその家族らと思われる事件で、二〇〇三年十二月三十一日までに公訴時効の完成した事件の事件発生日、事件概要、捜査概

要、公訴時効完成日を明らかにし、公訴時効完成に至った社会的背景、捜査上の問題点等について政府の見解をお示し願いたい。

三 復帰前沖縄県内で発生した刑法犯、特別刑法犯の事件で、復帰後に公訴時効が完成した事件の発生年月日、事件概要、捜査概要、公訴時効完成日を明らかにし、公訴時効完成に至った社会的背景、捜査上の問題点等について政府の見解をお示し願いたい。

四 復帰前沖縄県内で発生した刑法犯、特別刑法犯の犯人（被疑者）が米軍人・軍属及びその家族らと思われる事件で、復帰後公訴時効が完成した事件の発生年月日、事件概要、捜査概要、公訴時効完成日を明らかにし、公訴時効完成に至った社会的背景、捜査上の問題点等について政府の見解をお示し願いたい。
右質問する。